

報告第7号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年11月20日提出

かすみがうら市長 坪井 透

専 決 処 分 書

公用車の事故による示談書の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年11月1日

かすみがうら市長 坪 井 透

公用車の事故による示談書の締結について

- 1 事故発生日時 平成30年8月7日（火）午前9時50分
- 2 事故発生場所 かすみがうら市上土田407-1
- 3 相手方 (住所) [REDACTED]
(氏名) [REDACTED]
- 4 事故の概要 当市公用車が駐車場内を走行中、後退してきた相手方車両と接触した。
- 5 示談内容 (1) 過失割合 かすみがうら市 30%
相手方 70%
(2) 損害責任額
かすみがうら市 16,589円
相手方 100,744円
をそれぞれに支払う。
(3) 上記のとおり示談が成立したので、本件に関しては裁判上または裁判外を問わず、以降相互に一切の請求、異議の申し立て、訴の提起をしないこととする。